

平成28年度 広報部事業計画

1. 基本方針

司法書士は、身近な暮らしの中の法律家として市民に寄り添い、日々業務や多岐にわたる社会貢献活動を行っているが、司法書士がより社会に認知され信頼される存在となるため、司法書士の公益的な活動を広く広報することが市民にとって最も有益であると考え、より効果的で戦略的な広報活動をしていく。

さらに、市民救援活動についての広報活動については、社会から寄せられる期待に十分に答えるべく、平成27年9月関東・東北豪雨への対応の経験を活かし、今後起こり得るあらゆる災害に対し事業部と連携して広報活動を行う。そのためにも常にそのノウハウを蓄積しておく必要があり万全を期すこととする。

最後に、会員に対しては、月報やホームページの会員向けページ等を通じて、より有益な情報伝達を行い、会員の執務向上の支援に貢献していくこととする。

2. 事業項目

(1) 月報いばらきの発行（月報委員会）

- ① 会員全員に対する情報伝達手段として、従来どおり毎月1回発行する。
- ② 魅力的な情報を掲載するため、原稿募集・編集方法を工夫する。
- ③ 原稿執筆者に対して基準に従って謝礼（1,000円～3,000円のクオカード）を交付する。
- ④ 執筆者の写真の掲載をする。

(2) ホームページの運営（情報化対策委員会）

- ① 市民がよりスムーズに必要な情報にアクセスできるようなHPにするため検討及び改善を行う。
- ② 毎月1回、新着情報を更新する。
- ③ 委員会活動報告ページを作成する。

(3) 司法書士の日記念事業（司法書士の日記念事業実行委員会）

- ① 全国一斉司法書士無料相談
- ② 高校生の日司法書士

(4) 「法の日」司法書士法律相談の開催

- ① 平成28年10月予定（各支部1会場以上担当）
- ② 開催市町村の後援を得られるよう努める。

- (5) 成年後見相談会（(公社) 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部と共催)
平成 28 年秋予定。
- (6) 相続登記はお済みですか月間
平成 29 年 2 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日
- (7) 支部が行う市町村における定例司法書士相談への支援
- (8) 危機管理体制の構築
不祥事等発生時の対外的対応にミスが生じないように、事前に対処方法や管理体制を構築する。
- (9) その他広報に関する事業